

農林事業補助対象事業表（電気柵設置、有害鳥獣捕獲者支援、特産品開発活動、農業機械等導入支援等抜粋）【白馬村農林事業補助金交付要綱別表（第2条関係）】

補助事業名	対象経費	補助対象者	交付額
農作物残雪対策事業	消雪剤購入費 (10a当たり3袋)	農家、農業者の組織する団体、農業法人	対象経費の2分の1 (残雪対策本部を設置した場合に限る。)
特産品開発等活動事業	特産品開発のための研修会参加費、特産品生産・加工のための機械・器具類及び包装容器・ラベル等の資材	村内の農産物等を活用して特産品の生産・加工及び販売に取り組む地区又はグループ等の団体	対象経費の3分の2 (上限500,000円) (千円未満の端数は切り捨てる。)
農業機械等導入支援事業	農業機械又は農業用ビニールハウス等の購入設置及びリースに要する経費	村内認定農業者	対象経費の2分の1以内 (上限 一般農業機械等500,000円、スマート農業機械1,000,000円) (千円未満の端数は切り捨てる。)
	環境負荷に配慮した充電式草刈機等又は労働安全に配慮した空調服等の導入に要する経費	農林地の所有者又は農林業に従事している者	対象経費の2分の1以内 (上限20,000円) (千円未満の端数は切り捨てる。)
有機JAS認定支援事業	有機農産物の日本農林規格（有機JAS）による生産工程管理者の認定のため認定機関に支払う経費	農家、農業者の組織する団体、農業法人	対象経費の3分の1以内 (上限50,000円) (千円未満の端数は切り捨てる。)
電気柵等設置事業	有害鳥獣の侵入を防止するために設置する電気柵等（電気牧柵器、電気牧柵線、がい子、くい、電気計測器、ネット等）の資材購入に要する経費	農家、農業者の組織する団体、農業法人	対象経費の2分の1 (上限90,000円) (千円未満の端数は切り捨てる。)
新規狩猟者確保事業	猟銃の所持許可に要する経費	白馬村鳥獣被害対策実施隊員として有害鳥獣捕獲活動に従事しようとする者	対象経費の10分の10以内（千円未満の端数は切り捨てる。)
	狩猟免許取得に要する経費		
狩猟免許等更新者支援事業	猟銃等所持許可更新及び狩猟免許更新に要する経費	白馬村鳥獣被害対策実施隊員	対象経費の10分の10以内（千円未満の端数は切り捨てる。)
有害鳥獣捕獲者支援事業	狩猟者登録に要する経費	白馬村鳥獣被害対策実施隊員	対象経費の2分の1 (千円未満の端数は切り捨てる。)